

## 佐賀大学 規程集

[トップページに戻る](#)

[最上位](#) >

### 国立大学法人佐賀大学廃棄物総合検討専門委員会内規

(平成20年6月23日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学に、国立大学法人佐賀大学安全衛生管理規程（平成16年4月1日制定）第16条の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学廃棄物総合検討専門委員会（以下「廃棄物総合検討専門委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 廃棄物総合検討専門委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 廃棄物の減量に関すること。
- (2) 廃棄物の再生利用に関すること。
- (3) 廃棄物の分別に関すること。
- (4) ごみ容器に関すること。
- (5) その他廃棄物の管理に関すること。

(組織)

第3条 廃棄物総合検討専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 環境安全衛生管理室長
- (2) 財務部経理調達課副課長又は専門職のうちから 1人
- (3) 環境施設部から選出された者 1人
- (4) 各学部（医学部及び理工学部を除く。）事務部から選出された者 各1人
- (5) 医学部事務部経営管理課から選出された者 1人
- (6) 工学系研究科事務部から選出された者 1人

(委員長)

第4条 廃棄物総合検討専門委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、廃棄物総合検討専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第3号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 第3条第3号から第6号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 廃棄物総合検討専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 廃棄物総合検討専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 廃棄物総合検討専門委員会に、オブザーバーとしてエコアクション学生委員会委員及び佐賀大学生協同組合専務理事の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 前項に掲げるもののほか、廃棄物総合検討専門委員会が必要と認めたときは、廃棄物総合検討専門委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第8条 廃棄物総合検討専門委員会に関する事務は、環境安全衛生管理室が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、廃棄物総合検討専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要項は、平成20年6月23日から実施する。

2 この要項実施の際、最初に選出される第3第3号から第5号までの委員の任期は、第5の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成22年7月6日改正)

1 この要項は、平成22年7月6日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

2 この要項実施の際現にこの要項による改正前の国立大学法人佐賀大学廃棄物総合検討専門委員会要項第3第4号により理工学部事務局から選出されている者は、この要項による改正後の国立大学法人佐賀大学国立大学法人佐賀大学廃棄物総合検討専門委員会要項(以下「新要項」という。)第3第6号により工学系研究科事務局から選出された者とみなし、その任期は新要項第5第1項の規定にかかわらず、理工学部事務局から選出された者としての任期の末日までとする。

附 則 (平成22年11月24日改正)

この要項は、平成22年11月24日から実施する。

附 則 (平成28年3月8日改正)

この内規は、平成28年4月1日から施行する。